「市営住宅のあり方に関する方針(案)」に対する パブリックコメントの結果について

老朽化が進む木造の市営住宅について、人口減少、少子高齢化の進展などの社会環境の変化、住宅施策の変遷、市営住宅の現状と課題、都営住宅等の現状などを踏まえ、市営住宅が担う役割を考慮しながら、今後の運営方法を定めることを目的とした「市営住宅のあり方に関する方針(案)」について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

- 1 意見を提出した市民等の数及び提出された意見の数 5人 7件
- 2 意見の提出期間令和3年1月15日(金)から令和3年2月15日(月)まで
- 3 提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方 別紙のとおり

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
	1	広い敷地が虫食い状態で遊んでいることに驚いた。市営住宅があることも	市営住宅のあり方に関する方針(案)は、市営住宅の今後の運営方法とし
		初耳であり、しかも 50~60 年の居住者ばかりの状況に再度驚いた。退去者	て、「市営住宅の建替えは行わない」ことを方針の一つとするものであります
		が出たときになぜ一ヶ所に移ってもらわなかったのか不思議である。	が、家主の立場として、市は現在の使用者の転居を求めるものではありませ
			h_{\circ}
			なお、市営住宅は、公営住宅法に基づく住宅であり、同法の規定により明
			渡しを求めることができる事情は、家賃を三月以上滞納したときなどに限ら
			れています。
	2	資産の有効活用を早急に計るべきである。	市営住宅用地については、「市営住宅の建替えは行わない」ことを方針の一
		まず、現在の入居者に都営、公社又は空家等を斡旋し、4ヶ所ある敷地を	つとすること以外、現時点で定まっていることはありません。
		更地にする。	市営住宅用地の利用については、今後、居住者の状況を見据えながら、検討
		そうしないとずるずる居住され、所有権を主張される。	します。
		市は老人福祉、障害者福祉、健幸都市等を謳っており、住み易い街、緑と	また、使用者に今まで通り居住していただくことで、所有権を主張される
1		水の街を標榜しているので、それに見合った土地の利用、運用をする。	ことはありません。
		・施設や拠点を探している福祉関係や公民館サークルに対応する。	
		・高齢化、少子化社会に対応したインフラの整備をする。	
		・南街の高層住宅地には複合施設を建設し、下層に障害者、高齢者施設、中	
		層に子供放課後施設等幼児から中学生までの施設、高層に母子(父子)家	
		庭用住宅を造り、居住者に中・下層施設の管理人になってもらう。	
	3	・他の低層住宅地には、福祉目的の建物を2階建で造り、小規模デイサービ	
		ス、グループホーム、若いママさんの活動拠点とする。	
		・南街、立野のどちらかには高校生以上の若者の活動拠点となる部屋を併設	
		する。	
		・子供用施設を造る場合は広場(遊び場)を確保する。	
		・低層住宅地に3階建が可能であるのなら、現入居者を始め一般用住宅を上	
		層に造る。	
		・駐車場が必要な場合は地下ないし半地下方式とする。	

提出者	意見	意見の要約	市の考え方
2	1	市営住宅で生活して半世紀、老境に入り、状況の変化に対応するだけの力はない。 取り囲む周囲の状況はよく理解できるが、医療その他において、現状の変化の有無は、即死活につながる問題なので、現状のままで住み続けることを希望する。	市営住宅のあり方に関する方針(案)は、市営住宅が担う役割を考慮しながら、今後の運営の方法を定めることを目的として定めるものです。運営方法として、「市営住宅の建替えは行わない」ことを方針の一つとするものでありますが、現在の使用者が今まで通り居住していただくことに何ら支障はありません。
3	1	居住者が高齢のため転居による環境の変化への順応が難しい。 長年培ってきたご近所の皆様との繋がり、掛かりつけ医との信頼関係な ど、高齢者の生活に必要不可欠な大切な要素が転居により無くなることはで 体調不良、認知症の発症などが懸念される。 また、居住者の生活介助者も高齢化してくるので、転居は介助者にとって も負担増となり介助が続けられるのか不安を感じる。 継続居住を希望する。	
4	1	現状維持を望む。	
5	1	市営住宅に長く住んでいるが、高齢になり、風呂場の段差など、ケガが心配。 ただ、今から遠い場所への転居は知人もいないのでさみしくなり、引っ越しも大変で、生活できない。 市内の近い都営に入居できるなら、考えたい。	市営住宅のあり方に関する方針(案)は、市営住宅が担う役割を考慮しながら、今後の運営の方法を定めることを目的として定めるものです。運営方法として、「市営住宅の建替えは行わない」ことを方針の一つとするものでありますが、現在の使用者が今まで通り居住していただくことに何ら支障はありません。また、風呂場の段差などによるケガが心配で、バリアフリー化された都営住宅などへの入居を希望される場合も考えられます。そこで、今回の市営住宅のあり方に関する方針(案)では、「居住者の意向を踏まえた転居制度」について検討して行くことも方針としています。